運　　航　　基　　準

南海フェリー株式会社

平成１８年１０月１２日

目　　次

第１章　目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　運航の可否判断　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第３章　船舶の航行　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

運基別図－１　　運航基準図
運基別図－２　　運航基準分図
運基別表－１　　運航基準別表

第１章　　目　　的

（目　　的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、和歌山～徳島航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第２章　　運　航　の　中　止

（発航の可否判断）

第２条　船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象･海象 港　　名	風　　速	波　　高	視　　程
和歌山港及び徳島小松島港	１８ m/s 以上	１．５ｍ 以上	５００ｍ 以下

２　船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風　速　　２３ m/s 以上	波　高　　４ｍ　以　上

３　船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に揚げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 発　航　港	発航港に近接した海域	視　　程
和歌山港	青石鼻～田倉崎を結ぶ線内	５００ｍ以下
徳島小松島港	徳島港導流堤赤灯台より半径３浬の海域	５００ｍ以下

４　船長は、前３項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

（基準航行の可否判断等）

第３条　船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

２　前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風　　速	波　　高	動　　揺
２０ｍ／ｓ以上（船首尾方向の風を除く。）	波高３ｍ以上	横揺れ２０度以上

３　船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。)が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風　　速　　２３ m/s 以　上	波　　高　　４ｍ　以　上

４　船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視　　程　　１０００ｍ 以下

（入港の可否判断）

第４条　船長は、入港予定地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象･海象 港　名	風　　速	波　　高	視　　程
和歌山港及び徳島小松島港	１８ m/s 以上	１．５ｍ 以上	５００ｍ 以下

（運航の可否判断の記録）

第４条の２　運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理記録簿及び発航前検査記録簿（船長用）に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路の可否判断についてはまとめて記載してもよい。

第３章　　船 舶 の 航 行

（航海当直配置等）

第５条　船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様である。

(1)　出　入　港　配　置
(2)　狭視界出入港配置
(3)　通常航海当直配置
(4)　狭視界航海当直配置
(5)　荒天航海当直配置

（運航基準図等）

第６条　運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

(1)　起点及び終点の位置並びに相互間の距離

(2)　航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）

(3)　標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻）

(4)　通航船舶・漁船等により、通常船舶がふくそうする海域

(5)　船長が、(副）運航管理者と連絡をとるべき地点

(6)　その他航行の安全を確保するために必要な事項

２　船長は、基準経路、第２条第３項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第７条　基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

２　基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名　　称	使　用　基　準
常用基準経路	周　　年

３　船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、すみやかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

４　運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

（速力基準等）

第８条　速力基準は、次表のとおりとする。

フェリーかつらぎ				
速力区分			速　　力	プロペラ翼角
港内	最微速		６．５　ノット	４．０°
	微速		８．０　〃	６．０°
	半速		１０．０　〃	９．０°
	全速		１２．０　〃	１１．５°
航海速力			１８．８　〃	２２．０°

機関回転数２４２ｒｐｍ

フェリーあい			
速力区分		速力	プロペラ翼角
港内	最微速	６．５ ノット	５．２°
	微速	８．０ 〃	７．６°
	半速	１０．０ 〃	１０．８°
	全速	１２．０ 〃	１３．９°
航海速力		１８．２ 〃	２２．２°

推進機回転数２０８ｒｐｍ

２　船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

３　船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

（船長が甲板上の指揮をとるべき海域等）

第９条　船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板上にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(1)　運航基準図に定める通航船舶の輻輳する海域

（特定航法）

第10条　和歌山港、徳島小松島港において、他社船との入出港に関する協定がなされた場合には、運航管理者の通知により、それに従わなければならない。

（通常連絡等）

第11条　船長は、基準経路上の（１）の地点を通過したときは、当該地点を管理する営業所の(副)運航管理者あて次の（２）の事項を連絡しなければならない。

(1) 沼島並航地点

(2) 連絡事項

①　通過地点名

②　通過時刻

③　天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④　その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

２　(副)運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度すみやかに連絡するものとする。

（連絡方法）

第12条　船長と(副)運航管理者の連絡は、次の方法による。

区　　分	連　　絡　　先	連　絡　方　法
(1)通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する営業所	157.49MHZ無線電話 又は船舶電話
(2)緊急の連絡	本社又は最寄の営業所	緊急用無線電話 無線電話、船舶電話

（避泊地の選定等）

第13条　運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けておくものとする。

(1) 徳島小松島港沖

(2) 大阪湾

(3) 海南沖

2　船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3　(副)運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

4　船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。

（入港連絡等）

第14条　船長は、入港２０分前になったときは、(副)運航管理者に次の事項を引続き連絡するものとする。

(1) 入港予定時刻

(2) 曳船使用の希望の有無その他(副)運航管理者の援助を必要とする事項

2　前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引続き連絡するものとする。

(1) 着桟桟橋の指定

(2) 着桟桟橋の使用船舶の有無

(3) 着桟桟橋付近の停泊船舶及び航行船舶の状況

(4) 桟橋付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

(5) 曳船の準備状況その他操船上の参考となる事項

（曳船の使用基準）

第15条　(副)運航管理者は、船舶の出入港時、桟橋付近の風速が次表の条件に達しているとき又は、達するおそれがあると認めるときは、船長と協議のうえ、あらかじめ次表の基準に

より曳船を手配するものとする。特に夜間の手配については十分余裕のある時間に手配をするものとする。

港　　名	風　　向	風　　速
和 歌 山 港	Ｓ Ｗ 方 向	１５ｍ／ｓ以上
	その他の方向	１６ｍ／ｓ以上
徳　島　港	全　方　向	１６ｍ／ｓ以上

（機器点検）

第16条　船長は、入港する港の関門通過前において、航海速力から港内速力に減速する時並びに通常操舵からジョイスティック操舵に切替える時、翼角追従並びに舵追従の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第17条　船長及び運航管理者は、基準経路の変更、曳船の使用に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理記録簿及び発航前検査記録簿（船長用）に記録するものとする。曳船使用基準に達した又は達するおそれがあった場合における曳船の不使用については、判断理由を記載すること。

付　　則

この基準は平成１８年１０月１２日より実施する。

和歌山－徳島航路

運航基準図

運航管理規程第２２条
（１）標準の運航時刻 ----------別表のとおり
（２）航海速力 ----------別表のとおり
（３）航路付近の浅瀬 ---------- ◎
（４）通行船舶の輻輳する海域 ---- ▨
（５）運航管理者と連絡する地点 --- ※

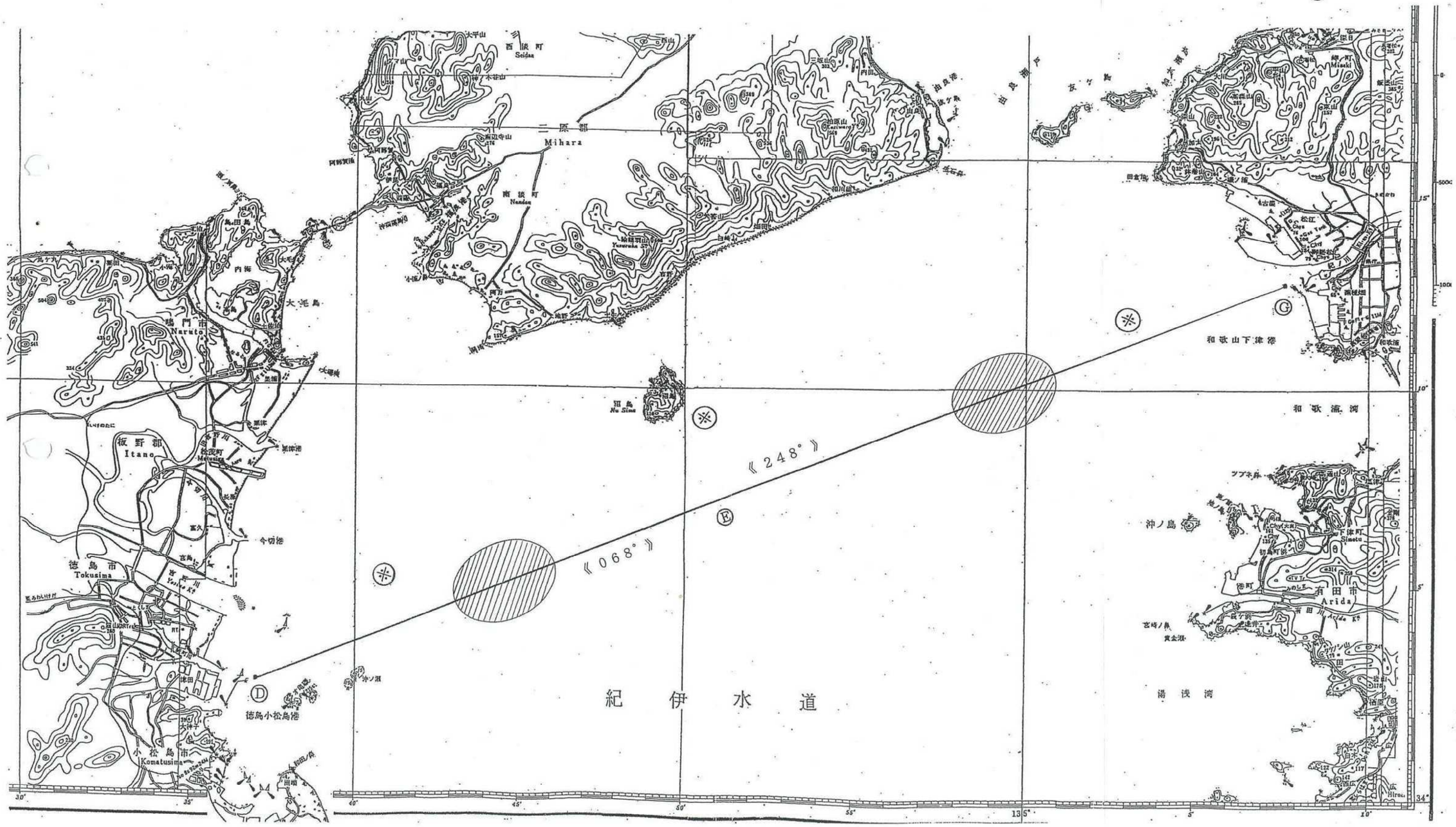

運航基準分図

徳島小松島港分図

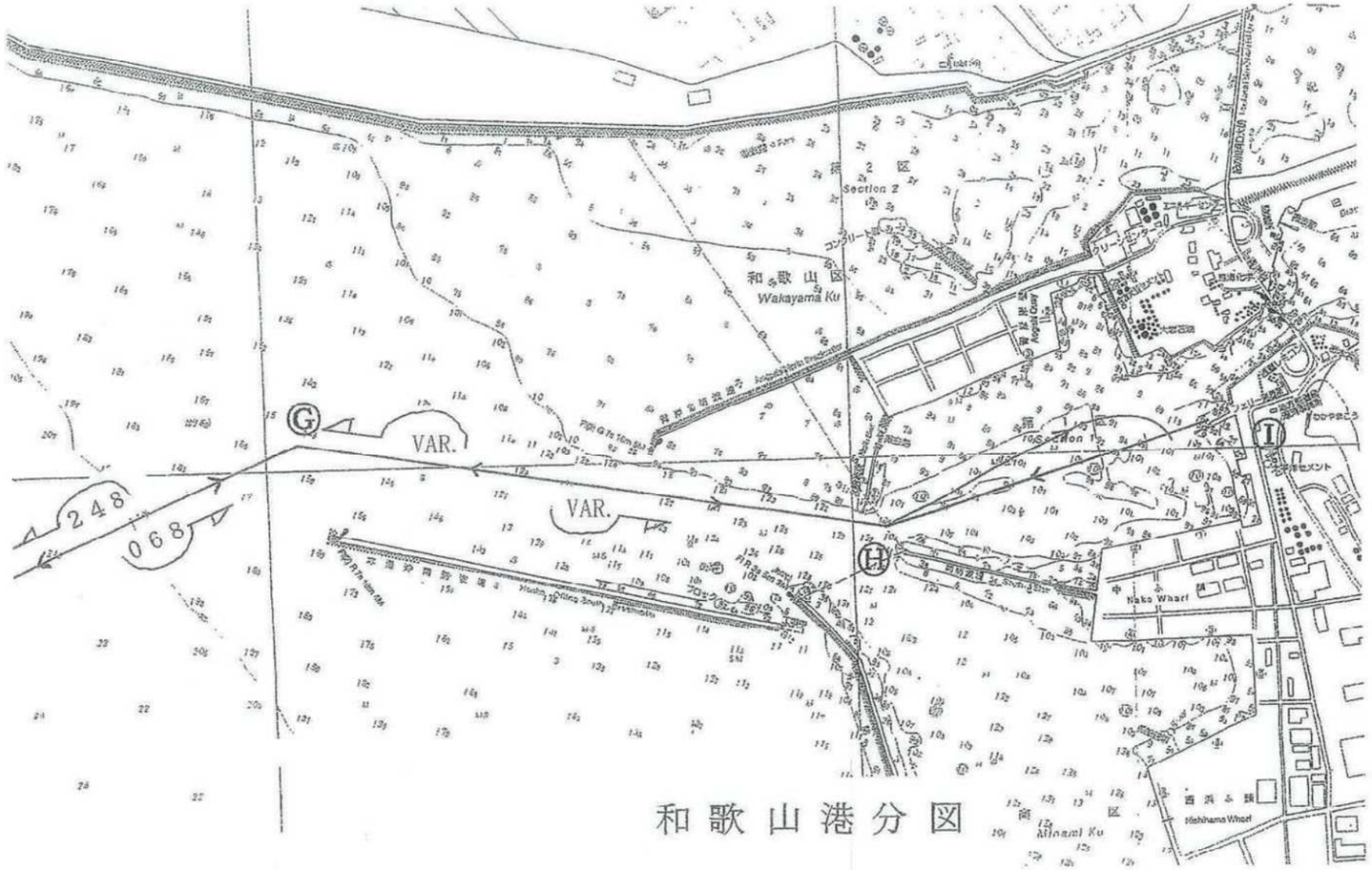

和歌山港分図

備考

灯台

灯浮標

運　航　基　準　別　表

基準経路　　徳島港 → 和歌山港

通過地点	記号	位置(方位・距離)	針路	航走距離 マイル	累計距離 マイル	(140分ダイヤ) 区間平均速力 ノット	区間所要時間 分	所要時間累計 分	(135分ダイヤ) 区間平均速力 ノット	区間所要時間 分	所要時間累計 分	(130分ダイヤ) 区間平均速力 ノット	区間所要時間 分	所要時間累計 分	(125分ダイヤ) 区間平均速力 ノット	区間所要時間 分	所要時間累計 分	(120分ダイヤ) 区間平均速力 ノット	区間所要時間 分	所要時間累計 分
徳島港	A					回頭操船	5	11	回頭操船	5	11	回頭操船	5	11	回頭操船	5	11	回頭操船	5	11
			VAR.	0.7	0.7	7.0	6		7.0	6		7.0	6		7.0	6		7.0	6	
B.W.E.																				
			VAR.	0.5	1.2	12.0	3	14	12.0	3	14	12.0	3	14	12.0	3	14	12.0	3	14
POINT B	B	34−02.9N 134−36.4E																		
			VAR.	0.6	1.8	14.0	3	17	14.0	3	17	14.0	3	17	14.0	3	17	14.0	3	17
POINT D	D	34−02.95N 134−37.0E																		
			68°	12.5	14.3	14.8	51	68	15.5	48	65	16.3	46	63	17.2	44	61	18.1	41	58
沼島 L.H.	E	34−07.6N 134−51.0E																		
			68°	14.4	28.7	14.8	58	126	15.5	56	121	16.3	53	116	17.2	50	111	18.1	48	106
POINT G	G	34−13.1N 135−07.1E																		
			VAR.	0.8	29.5	10.0	5	131	10.0	5	126	10.0	5	121	10.0	5	116	10.0	5	111
B.W.E.	H					7.5	4	140	7.5	4	135	7.5	4	130	7.5	4	125	7.5	4	120
			VAR.	0.5	30.0	回頭操船	5		回頭操船	5		回頭操船	5		回頭操船	5		回頭操船	5	
和歌山港	I																			

基準経路　　和歌山港 → 徳島港

通過地点	記号	位置(方位・距離)	針路	航走距離 マイル	累計距離 マイル	(140分ダイヤ) 区間平均速力 ノット	区間所要時間 分	所要時間累計 分	(135分ダイヤ) 区間平均速力 ノット	区間所要時間 分	所要時間累計 分	(130分ダイヤ) 区間平均速力 ノット	区間所要時間 分	所要時間累計 分	(125分ダイヤ) 区間平均速力 ノット	区間所要時間 分	所要時間累計 分	(120分ダイヤ) 区間平均速力 ノット	区間所要時間 分	所要時間累計 分
和歌山港	I																			
			VAR.	0.5	0.5	6.0	5	5	6.0	5	5	6.0	5	5	6.0	5	5	6.0	5	5
B.W.E.	H																			
			VAR.	0.8	1.3	10.0	5	10	10.0	5	10	10.0	5	10	10.0	5	10	10.0	5	10
POINT G	G	34−13.1N 134−07.1E																		
			248°	14.4	15.7	14.0	62	72	14.6	59	69	15.4	56	66	16.1	54	64	17.0	51	61
沼島 L.H.	E	34−07.6N 134−51.0E																		
			248°	12.5	28.2	14.0	53	125	14.6	51	120	15.4	49	115	16.1	46	110	17.0	44	105
POINT D	D	34−02.95N 134−37.0E																		
			VAR.	0.6	28.8	14.0	3	128	14.0	3	123	14.0	3	118	14.0	3	113	14.0	3	108
POINT B	B	34−02.9N 134−36.4E																		
			VAR.	0.5	29.3	12.0	3	131	12.0	3	126	12.0	3	121	12.0	3	116	12.0	3	111
B.W.E.						7.0	6	140	7.0	6	135	7.0	6	130	7.0	6	125	7.0	6	120
			VAR.	0.7	30.0	接岸操船	3		接岸操船	3		接岸操船	3		接岸操船	3		接岸操船	3	
徳島港	A																			

(1) 船長は沼島灯台を通過したときは、和歌山港又は徳島港の副運航管理者に運航基準に定める連絡事項を通知しなければならない。
(2) 船長は運航基準における通航船舶、漁船等により船舶の輻輳する海域を航行する場合は、甲板上にあって指揮しなければならない。
(3) 船長は両港の入港20分前に入港する港の副運航管理者に運航基準に定める連絡をしなければならない。

速　力　基　準　表

船名		フェリーかつらぎ		フェリーあい	
速力区分		翼角度	速力ノット	翼角度	速力ノット
港内	最微速	4.0	6.5	5.2	6.5
	微速	6.0	8.0	7.6	8.0
	半速	9.0	10.0	10.8	10.0
	全速	11.5	12.0	13.9	12.0
港外	微速	6.0	8.0	7.6	8.0
	半速	9.0	10.0	10.8	10.0
	全速	22.0	18.8	22.2	18.2
最高速力		26.6	21.6	25.7	21.4